

実質化された人・農地プラン(武留路集落)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大村市	松原地区 (武留路集落)	令和4年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内集落の耕地面積	12.2	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.9	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.3	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.7	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.6	ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0	ha
(備考) ・農地満足度については、6%の農業者が満足している。 ・後継者の有無については、60%の農業者が目途なしである。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・集落の高齢化が進んでおり担い手の確保が必要。 ・中山間地域で各圃場が狭く農業所得が低い。 ・耕作条件が悪く、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。 ・地区として新規就農者を呼び込むことも考えているが、圃場の条件が悪いので入作するのは難しい。 ・中山間地域であるので平地と比べ生産条件が厳しく、結果作物が作られないと農地が荒廃するという悪循環が生まれる。 ・担い手への農地集積が必要。 ・有害鳥獣被害対策。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地については、中間管理事業を活用し集積を図る。
集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
今後中心経営体を含め農業者の高齢化による耕作放棄地の発生を防ぐため、新たな中心経営体としてNPO法人等の呼び込みや集落営農を組織し農地を引き受けてもらうことも検討する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農等	7 人	水稲、みかん、アスパラガス、苺	6.5 ha	水稲、みかん、アスパラガス、苺	6.5 ha	武留路

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針) 中心経営体を含めた集落内の農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず機構を積極的に活用し、経営農地の集積・集約化に取り組む。
(新規・特産化作物の導入方針) みかんのマルチ栽培により品質を向上させブランド率を高める。また、農産物の高付加価値化、新たな作物の導入により所得向上を図る。
(鳥獣被害防止対策の取組方針) 鳥獣害対策として、防護柵設置済みの箇所については、下草刈、点検・補修を行い、また、集落でワイヤーメッシュ柵等の設置、棲み分けに取り組み、捕獲体制の構築等にも取り組む。
(農業生産活動等の継続のための支援体制) 第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合は、協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。

実質化された人・農地プラン(寺本集落)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大村市	松原地区 (寺本集落)	令和4年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内集落の耕地面積	10.7	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8.6	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.1	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.8	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.6	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0	ha
(備考) ・農地満足度については、25%の農業者が満足している。 ・後継者の有無については、55%の農業者が目途なし、わからないである。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・集落の高齢化が進んでおり担い手の確保が必要。 ・中山間地域で各圃場が狭く農業所得が低い。 ・耕作条件が悪く、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。 ・地区として新規就農者を呼び込むことも考えているが、圃場の条件が悪いので入作するのは難しい。 ・中山間地域であるので平地と比べ生産条件が厳しく、結果作物が作られないと農地が荒廃するという悪循環が生まれる。 ・担い手への農地集積が必要。 ・有害鳥獣被害対策。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地については、中間管理事業を活用し集積を図る。
集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
今後中心経営体を含め農業者の高齢化による耕作放棄地の発生を防ぐため、新たな中心経営体としてNPO法人等の呼び込みや集落営農を組織し農地を引き受けてもらうことも検討する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農等	5 人	水稻、苺	2.3 ha	水稻、苺	2.3 ha	寺本

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針) 中心経営体を含めた集落内の農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず機構を積極的に活用し、経営農地の集積・集約化に取り組む。
(鳥獣被害防止対策の取組方針) 鳥獣害対策として、防護柵設置済みの箇所については、下草刈、点検・補修を行い、また、集落でワイヤーメッシュ柵等の設置、棲み分けに取り組む、捕獲体制の構築等にも取り組む。
(農業生産活動等の継続のための支援体制) 第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合は、協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。

実質化された人・農地プラン(東光寺集落)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大村市	松原地区 (東光寺集落)	令和4年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内集落の耕地面積	4.5	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.5	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.1	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0	ha
④地区内において今後中心経営体引き受け意向のある耕作面積の合計	2.2	ha
(備考) ・農地満足度については、34%の農業者が満足している。 ・後継者の有無については、73%の農業者が目途なしである。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・集落の高齢化が進んでおり担い手の確保が必要。 ・中山間地域で各圃場が狭く農業所得が低い。 ・耕作条件が悪く、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。 ・地区として新規就農者を呼び込むことも考えているが、圃場の条件が悪いので入作するのは難しい。 ・中山間地域であるので平地と比べ生産条件が厳しく、結果作物が作られないと農地が荒廃するという悪循環が生まれる。 ・担い手への農地集積が必要。 ・有害鳥獣被害対策。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地については、中間管理事業を活用し集積を図る。
集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
今後中心経営体を含め農業者の高齢化による耕作放棄地の発生を防ぐため、新たな中心経営体としてNPO法人等の呼び込みや集落営農を組織し農地を引き受けってもらうことも検討する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農等	6 人	水稲、たばこ、酪農、苺	2.1 ha	水稲、酪農、苺	4.3 ha	東光寺

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針) 中心経営体を含めた集落内の農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず機構を積極的に活用し、経営農地の集積・集約化に取り組む。
(新規・特産化作物の導入方針) 農産物の高付加価値化、新たな作物の導入により所得向上を図る。
(鳥獣被害防止対策の取組方針) 鳥獣害対策として、防護柵設置済みの箇所については、下草刈、点検・補修を行い、また、集落でワイヤーメッシュ柵等の設置、棲み分けに取り組み、捕獲体制の構築等にも取り組む。
(農業生産活動等の継続のための支援体制) 第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合は、協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。

実質化された人・農地プラン(今山集落)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大村市	松原地区 (今山集落)	令和4年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内集落の耕地面積	12.8	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.7	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.5	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.0	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.2	ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.1	ha
(備考) ・農地満足度については、50%の農業者が満足している。 ・後継者の有無については、78%の農業者が目途なし、わからないである。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・集落の高齢化が進んでおり担い手の確保が必要。 ・中山間地域で各圃場が狭く農業所得が低い。 ・耕作条件が悪く、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。 ・地区として新規就農者を呼び込むことも考えているが、圃場の条件が悪いので入作するのは難しい。 ・中山間地域であるので平地と比べ生産条件が厳しく、結果作物が作られないと農地が荒廃するという悪循環が生まれる。 ・担い手への農地集積が必要。 ・有害鳥獣被害対策。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地については、中間管理事業を活用し集積を図る。</p>
<p>集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>今後中心経営体を含め農業者の高齢化による耕作放棄地の発生を防ぐため、新たな中心経営体としてNPO法人等の呼び込みや集落営農を組織し農地を引き受けてもらうことも検討する。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農等	7 人	水稲、苺、菊	5.1 ha	水稲、苺、菊	5.2 ha	今山

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(農地中間管理機構の活用方針) 中心経営体を含めた集落内の農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず機構を積極的に活用し、経営農地の集積・集約化に取り組む。</p>
<p>(鳥獣被害防止対策の取組方針) 鳥獣害対策として、防護柵設置済みの箇所については、下草刈、点検・補修を行い、また、集落でワイヤーメッシュ柵等の設置、棲み分けに取り組む、捕獲体制の構築等にも取り組む。</p>
<p>(農業生産活動等の継続のための支援体制) 第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合は、協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。</p>

実質化された人・農地プラン(北野岳集落)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大村市	松原地区 (北野岳集落)	令和4年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内集落の耕地面積	22.0	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.0	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.1	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.6	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.1	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.7	ha
(備考) ・農地満足度については、40%の農業者が満足している。 ・後継者の有無については、74%の農業者が目途なし、わからないである。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・集落の高齢化が進んでおり担い手の確保が必要。 ・中山間地域で各圃場が狭く農業所得が低い。 ・耕作条件が悪く、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。 ・地区として新規就農者を呼び込むことも考えているが、圃場の条件が悪いので入作するのは難しい。 ・中山間地域であるので平地と比べ生産条件が厳しく、結果作物が作られないと農地が荒廃するという悪循環が生まれる。 ・担い手への農地集積が必要。 ・有害鳥獣被害対策。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地については、中間管理事業を活用し集積を図る。
集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
今後中心経営体を含め農業者の高齢化による耕作放棄地の発生を防ぐため、新たな中心経営体としてNPO法人等の呼び込みや集落営農を組織し農地を引き受けてもらうことも検討する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農等	6 人	水稲、酪農、畜、 鉢花、たばこ	2.4 ha	水稲、酪農、 畜、鉢花	5.1 ha	北野岳

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針) 中心経営体を含めた集落内の農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず機構を積極的に活用し、経営農地の集積・集約化に取り組む。
(鳥獣被害防止対策の取組方針) 鳥獣害対策として、防護柵設置済みの箇所については、下草刈、点検・補修を行い、また、集落でワイヤーメッシュ柵等の設置、棲み分けに取り組む、捕獲体制の構築等にも取り組む。
(農業生産活動等の継続のための支援体制) 第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合は、協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。 集落機能強化加算を活用し水路等の維持管理作業に、民間企業等からの農業ボランティアを活用し、水路の管理作業に年1回以上参加してもらい、集落会員の負担軽減を図る。

実質化された人・農地プラン(南野岳集落)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大村市	松原地区 (南野岳集落)	令和4年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内集落の耕地面積	19.0	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.6	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.3	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.9	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.7	ha
(備考) ・農地満足度については、43%の農業者が満足している。 ・後継者の有無については、50%の農業者が目途なし、わからないである。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・集落の高齢化が進んでおり担い手の確保が必要。 ・中山間地域で各圃場が狭く農業所得が低い。 ・耕作条件が悪く、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。 ・地区として新規就農者を呼び込むことも考えているが、圃場の条件が悪いので入作するのは難しい。 ・中山間地域であるので平地と比べ生産条件が厳しく、結果作物が作られないと農地が荒廃するという悪循環が生まれる。 ・担い手への農地集積が必要。 ・有害鳥獣被害対策。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地については、中間管理事業を活用し集積を図る。
集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
今後中心経営体を含め農業者の高齢化による耕作放棄地の発生を防ぐため、新たな中心経営体としてNPO法人等の呼び込みや集落営農を組織し農地を引き受けてもらうことも検討する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認定等	7 人	水稲、鉢花、ばら、野菜、苺、アスパラガス、みかん	8.3 ha	水稲、鉢花、ばら、野菜、苺、アスパラガス、みかん	9 ha	南野岳

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(農地中間管理機構の活用方針)</p> <p>中心経営体を含めた集落内の農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず機構を積極的に活用し、経営農地の集積・集約化に取り組む。</p>
<p>(鳥獣被害防止対策の取組方針)</p> <p>鳥獣害対策として、防護柵設置済みの箇所については、下草刈、点検・補修を行い、また、集落でワイヤーメッシュ柵等の設置、棲み分けに取り組み、捕獲体制の構築等にも取り組む。</p>
<p>(農業生産活動等の継続のための支援体制)</p> <p>第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合は、協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。</p> <p>集落機能強化加算を活用し水路等の維持管理作業に、民間企業等からの農業ボランティアを活用し、水路の管理作業に年1回以上参加してもらい、集落会員の負担軽減を図る。</p>

実質化された人・農地プラン(松原野田集落)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大村市	松原地区 (松原野田集落)	令和4年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内集落の耕地面積	13.1	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.1	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.8	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.5	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.2	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0	ha
(備考) ・農地満足度については、30%の農業者が満足している。 ・後継者の有無については、65%の農業者が目途なし、わからないである。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・集落の高齢化が進んでおり担い手の確保が必要。 ・中山間地域で各圃場が狭く農業所得が低い。 ・耕作条件が悪く、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。 ・地区として新規就農者を呼び込むことも考えているが、圃場の条件が悪いので入作するのは難しい。 ・中山間地域であるので平地と比べ生産条件が厳しく、結果作物が作られないと農地が荒廃するという悪循環が生まれる。 ・担い手への農地集積が必要。 ・有害鳥獣被害対策。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地については、中間管理事業を活用し集積を図る。</p>
<p>集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>今後中心経営体を含め農業者の高齢化による耕作放棄地の発生を防ぐため、新たな中心経営体としてNPO法人等の呼び込みや集落営農を組織し農地を引き受けてもらうことも検討する。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農等	4 人	水稻、苺	1.9 ha	水稻、苺	1.9 ha	松原野田

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(農地中間管理機構の活用方針) 中心経営体を含めた集落内の農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず機構を積極的に活用し、経営農地の集積・集約化に取り組む。</p>
<p>(鳥獣被害防止対策の取組方針) 鳥獣害対策として、防護柵設置済みの箇所については、下草刈、点検・補修を行い、また、集落でワイヤーメッシュ柵等の設置、棲み分けに取り組み、捕獲体制の構築等にも取り組む。</p>
<p>(農業生産活動等の継続のための支援体制) 第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合は、協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。</p>